

平成30年11月16日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準の制定
について

資料1 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準の制定概要

資料2 「建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準」の制定に
対する意見の募集について

参考資料1 法第43条第2項の規定に基づく認定の基準及び許可の基準の比較表

参考資料2 法第43条第2項の規定に基づく認定の基準細則及び許可の基準細則の比較表

参考資料3 法第43条の許可・認定に関連する法文の新旧対照表

まちづくり局

1 認定基準制定の趣旨等

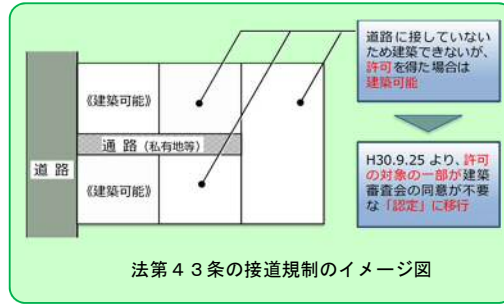
(1) 認定基準制定の趣旨

建築基準法第43条では、建築物の敷地は道路に2m以上接しなければならぬ旨を定めているが、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁（川崎市長）が認め、建築審査会の同意を得て許可したのものについては例外として認められます。

平成30年9月25日の法改正により認定制度が創設され、従来の許可の対象のうち、省令で定める要件*1を全て満たすものにつ

いて「認定」することで、建築審査会の同意が不要となり、手続きを簡素化することが可能となった。

そのため、公平で円滑な制度運用を図るため、認定に必要な具体的な基準を認定基準として制定する。



法第43条の接道規制のイメージ図

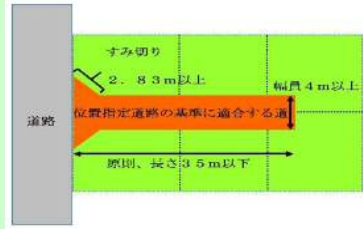
※1 省令で定める要件

国土交通省令第10条の3及び同省令第10条の4の2に規定された、以下の①から③に示す要件。

- ① 計画地は次のいずれかの道（幅4m以上）に接すること
 - (1) 農道等の公共の用に供する道（河川管理通路、緑道等の官地で道路と同等の機能を有する道）
 - (2) 位置指定道路*2の基準に適合する道（一定の基準を満たす私道）
- ② 計画建物が、床面積が200㎡以下の戸建て住宅であること
- ③ ①(2)の道の権利者等から基準に適合するように維持管理する旨の承諾を得ること

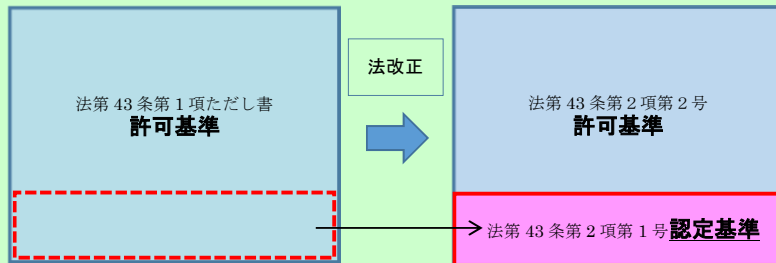


河川管理用通路のイメージ



位置指定道路の基準のイメージ

※2 「位置指定道路」…私道を建築基準法上の道路として扱うために、市から指定を受けた私道。



許可・認定の対象範囲のイメージ

(2) 建築基準法第43条の規定による許可の経緯

平成11年4月以前	接道規制を満たさない建築物のうち、建築主事が安全上支障がないと判断したものは建築できた
平成11年5月1日	改正法令の施行により、接道規制を満たさない建築物の特例には、特定行政庁の許可が必要になった 許可基準を制定（現在までに基準改正を7回実施。）
平成30年9月25日	改正法令の施行（改正法の公布：6/27、改正省令の公布：9/12）により、認定制度が創設された

2 認定基準の概要等

(1) 認定基準の概要

改正法令では、許可対象のうち省令で定める要件を満たすものを認定対象としているため、認定基準の内容は、既存の許可基準に省令で定める要件を加えたものとする。

「農道等の公共の用に供する道」に関する許可基準と認定基準の比較

<p>許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道等を道路とみだてて、建築基準法の規定に適合すること 敷地内に適切な排水設備を設けること <p>など</p>	<p>認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道等を道路とみだてて、建築基準法の規定に適合すること 敷地内に適切な排水設備を設けること 計画建物は床面積200㎡以下の戸建て住宅 <p>など</p>
---	---

「位置指定道路の基準に適合する道」に関する許可基準と認定基準の比較

<p>許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 私道を道路とみだてて、建築基準法の規定に適合すること 敷地内に適切な排水設備を設けること <p>など</p>	<p>認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 私道を道路とみだてて、建築基準法の規定に適合すること 敷地内に適切な排水設備を設けること 私道は位置指定道路の基準に適合すること 計画建物は床面積200㎡以下の戸建て住宅 私道の権利者等から維持管理の承諾を得ること <p>など</p>
--	--

省令で定める要件

(2) 直近5年間の許可のうち、認定になり得る件数

年度（平成）	25	26	27	28	29	合計
許可件数	74	82	57	88	119	420
農道等に関する認定になり得る件数	1	0	0	1	1	3
位置指定道路に関する認定になり得る件数	1	4	0	1	1	7
認定になり得る件数	2	4	0	2	2	10

3 制定スケジュール



「建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく 認定の基準」の制定について皆様の意見を募集します

建築基準法（以下「法」といいます。）第43条では、建築物の敷地は道路に2m以上接しなければならない旨を定めていますが、市長が建築審査会の同意を得て「許可」したものについては建築することが可能とされております。

平成30年9月25日の改正法の施行により認定制度が創設され、従来の許可の対象のうち、省令で定める要件を全て満たすものについて、建築審査会の同意が不要な「認定」に移行して、手続きを簡素化することが可能となりました。

そのため、公平で円滑な制度運用を図るため、認定に必要な具体的な基準を認定基準として制定することとなりました。つきましては、この認定基準の制定について、市民の皆様のご意見を募集いたします。

■ 意見募集期間

平成30年12月21日（金曜日）から

平成31年 1月25日（金曜日）まで

（郵送は当日消印有効。持参は1月25日の午後5時15分までとします。）

■ 資料の閲覧場所

川崎市役所（まちづくり局指導部建築指導課窓口（明治安田生命ビル7階））

各区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」

■ 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

1 郵送又は持参 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル7階

川崎市まちづくり局 指導部 建築指導課（持参の場合は宮本町6番地）

2 FAX FAX番号：044-200-0984

3 電子メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

■ その他

1 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

2 電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので御了承ください。

3 お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、ご意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

法第43条第2項の規定に基づく認定の基準及び許可の基準の比較表

認定基準	許可基準（認定基準に対応する規定を抜粋）	備考
<p style="text-align: center;">建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準（案）</p> <p>（目的） 第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による<u>認定</u>に関して必要な事項を定め、当該制度の適切な運用を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の意義） 第2条 この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）で使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。 (1) 基準時 平成11年5月1日をいう。 (2) 申請時 法第43条第2項第1号の規定による<u>認定</u>を申請する日をいう。</p> <p>（農道その他これに類する公共の用に供する道に接する場合） 第3条 省令第10条の3第1項第1号の規定に適合する道に接する建築物のうち、<u>同条第3項の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの</u>は、次に定める基準に適合するものとする。なお、本条における道は、屋根などで覆われていないものとする。 (1) その敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接するものであること。 (2) その敷地が、基準時から申請時に至るまで、道路に2メートル以上接していないこと。ただし、基準時以降に公共事業の施行その他これに類するやむを得ない事由により道路に2メートル以上接しないこととなった場合においては、この限りではない。 (3) その用途が、一戸建ての住宅又はこれに附属するものであり、かつ、その規模が、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。）200平方メートル以内のものであること。 (4) 当該道を道路とみだてて、建築基準法令の規定に適合すること。 (5) その敷地が、敷地内の雨水及び汚水を排出するための設備の確保が図られるものであること。</p>	<p style="text-align: center;">築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の基準</p> <p>（目的） 第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による<u>許可</u>に関して必要な事項を定め、当該制度の適切な運用を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の意義） 第2条 この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）で使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。 (1) 基準時 平成11年5月1日をいう。 (2) 申請時 法第43条第2項第2号の規定による<u>許可</u>を申請する日をいう。</p> <p>（農道その他これに類する公共の用に供する道に接する場合） 第4条 省令第10条の3第4項第2号_____の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない<u>建築物</u>は、次に定める基準に適合するものとする。なお、本条における道は、屋根などで覆われていないものとする。 (1) その敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接するものであること。 (2) その敷地が、基準時から申請時に至るまで、道路に2メートル以上接していないこと。ただし、基準時以降に公共事業の施行その他これに類するやむを得ない事由により道路に2メートル以上接しないこととなった場合においては、この限りではない。 _____ _____ _____ (3) 当該道を道路とみだてて、建築基準法令の規定に適合すること。 (4) その敷地が、敷地内の雨水及び汚水を排出するための設備の確保が図られるものであること。</p>	<p>建物用途と規模の規定 （認定基準に省令の規定を明記した）</p>

<p>(令第144条の4第1項各号に適合する道に接する 場合)</p> <p>第4条 省令第10条の3第1項第2号の規定に適合する道に接する建築物のうち、<u>同条第3項</u>の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない<u>もの</u>は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) その敷地が、次に掲げる要件に該当する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に、2メートル以上接するものであること。</p> <p>ア 次の(ア)から(エ)に該当する道であること。</p> <p><u>(ア) 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が90度以下の場合に限る。)は、角地の隅角をはさむ2辺の長さが等しく、他の一辺の長さが2.83メートル以上となる二等辺三角形の部分を当該道に含むすみ切りを設けたものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設の末端は、公共下水道、都市下水道その他の排水施設に排水上有効に連結したものであること。</u></p> <p><u>(エ) アスファルト簡易舗装その他これと同等以上の耐久性を有する構造とし、縦断勾こう配が9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。</u></p> <p>イ _____一般の交通の用に供されており、屋根などで覆われていないこと。</p> <p>ウ _____基準時に法第43条第1項_____の規定を満たさない建築物が、2棟以上立ち並んでいた道であること。ただし、基準時前において確認済証の交付がされた建築物又は法第43条第2項第2号の規定による許可通知書の交付がされた建築物に係るものは、この限りではない。</p> <p>エ <u>申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を本認定基準に適合するように管理する者の承諾を得ていること。ただし、当該道の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに管理者が、国又は地方公共団体であり、当該道の使用についてそれらの者から了承が得られている場合においては、この限りではない。</u></p> <p>オ <u>道</u>と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。</p> <p>(2) その敷地が、基準時から申請時に至るまで、道路に2メートル以上接していないこと。ただし、基準時以降に公共事業の施行その他これに類するやむを得ない事由により道路に2メートル以上接しないこととなった場合においては、この限りではない。</p>	<p>(道路に通ずる前面道路とみたてた通路を、十分な幅員を有する通路とする場合)</p> <p>第5条 省令第10条の3第4項第3号に規定する通路を前面道路とみだてる場合で、同号_____の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) その敷地が、次に掲げる要件に該当する<u>通路</u> _____に、2メートル以上接するものであること。</p> <p>ア <u>申請時において計画敷地から道路に通ずるまでの通路の部分(以下「申請時通路」という。)の有効幅員が、1.8メートル以上であること。</u></p> <p>イ <u>申請時通路</u>は、一般の通行の用に供されており、屋根などで覆われていないこと。</p> <p>ウ 申請時通路は、基準時に法第43条第1項本文の規定を満たさない建築物が、2棟以上立ち並んでいた<u>通路</u>であること。ただし、基準時前において確認済証の交付がされた建築物又は法第43条第2項第2号の規定による許可通知書の交付がされた建築物に係る<u>通路</u>は、この限りではない。</p> <p>エ <u>将来にわたり、申請時通路を維持及び管理をする旨の当該通路の土地所有者の承諾を得ていること。ただし、次のいずれかの場合においては、この限りではない。</u></p> <p><u>(ア) 申請時通路の所有者又は管理者が、国又は地方公共団体であり、当該通路の使用についてそれらの者から了承が得られている場合。</u></p> <p><u>(イ) 申請時通路の維持及び管理について、その土地所有者の承諾を得た場合と同等の担保性を有するものとして市長が定める場合。</u></p> <p>キ <u>通路</u>と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。</p> <p>(2) その敷地が、基準時から申請時に至るまで、道路に2メートル以上接していないこと。ただし、基準時以降に公共事業の施行その他これに類するやむを得ない事由により道路に2メートル以上接しないこととなった場合においては、この限りではない。</p>	<p>道(通路)の構造を規定 (認定基準に省令の規定と 条例で付加した規定を明 記した)</p> <p>承諾に関する規定 (認定基準に省令の内容を 明記した。)</p>
--	---	---

<p>(3) その用途が、一戸建ての住宅又はこれに附属するものであり、かつ、その規模が、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。）200平方メートル以内のものであること。</p> <p>(4) 第1号に規定する道 を道路 とみたてて建築基準法令の規定に適合すること。</p> <p>(5) その敷地が、敷地内の雨水及び汚水を排出するための設備の確保が図られるものであること。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 第1号に規定する通路を法第42条第2項の道路とみたてて建築基準法令の規定に適合すること。</p> <p>(4) その敷地が、敷地内の雨水及び汚水を排出するための設備の確保が図られるものであること。</p>	<p>建物用途と規模の規定 [認定基準に省令の規定を 明記した]</p>
--	---	--

<p>ウ 当該道の使用について、国又は地方公共団体から了承を得ていることを示す図書（認定基準第4条第1号エただし書を適用する場合に限る。）</p> <p>エ アからウに係る道及びこれに接する敷地の配置図</p> <p>オ 計画敷地及び当該認定に係る道の敷地となる土地並びに当該道に接する敷地に係る土地及び建築物の登記簿謄本又は登記事項証明書</p> <p>カ オに規定する土地の公図の写し</p> <p>キ イに規定する承諾書に係る印鑑登録証明書（登録印がない場合は、本人が押印したことを証する書面）</p> <p>(2) 申請敷地において申請者以外の者が所有する土地を含む場合は、当該土地を申請敷地として使用し法第43条第2項第1号の規定による認定を取得することについて、当該土地所有者全員の承諾を得たことを示す承諾書（第2号様式：「土地使用承諾書」）にその土地所有者全員が実印で押印したもの（当該土地所有者が国又は地方公共団体の場合、申請者が当該土地に地上権を有する旨の登記されている場合その他これらに類する場合にあつては、それらの確認ができる図書）</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと判断する必要がある場合においては、その内容を示す図書</p>	<p>エ 申請時通路の使用について、国又は地方公共団体から了承を得ていることを示す図書（許可基準第5条第1号エ(7)又は包括同意基準第5条第1号エ(7)を適用する場合に限る。）</p> <p>カ アからオに係る申請時通路及びこれに接する敷地の配置図</p> <p>ケ 計画敷地及び前面道路としてみたてる通路の土地並びに当該通路に接する敷地に係る土地及び建築物の登記簿謄本又は登記事項証明書</p> <p>コ ケに規定する土地の公図の写し</p> <p>サ ウ及びビに規定する承諾書に係る印鑑登録証明書（登録印がない場合は、本人が押印したことを証する書面）</p> <p>(5) 申請敷地において申請者以外の者が所有する土地を含む場合は、当該土地を申請敷地として使用し法第43条第2項第2号の規定による許可を取得することについて、当該土地所有者全員の承諾を得たことを示す承諾書（第5号様式：「土地使用承諾書」）にその土地所有者全員が実印で押印したもの（当該土地所有者が国又は地方公共団体の場合、申請者が当該土地に地上権を有する旨の登記されている場合その他これらに類する場合にあつては、それら確認ができる図書）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと判断する必要がある場合においては、その内容を示す図書</p>	
--	--	--

(第1号様式)

承諾書

年 月 日

川崎市長

申請者 印

省令第10条の3第1項第2号に規定する道の所在地(地名地番)

川崎市 区

上記の道について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

1 当該道の敷地となる土地の所有権又はその他の権利を有する者にあつては、将来にわたり、申請者その他の関係者が当該道を通行することを認めます。

2 当該道の管理者にあつては、別添図面に示す道の幅員_____m、奥行き_____mの部分について、建築物等(門、塀、生垣等通行に支障のある建築物を含む。)を築造せず、将来にわたり建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準に従って維持及び管理します。

3 申請敷地となる土地の所有権又は申請建築物の所有権を有する者にあつては、将来にわたり、_____、当該敷地及び当該建築物を建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準_____に従って維持、管理します。

4 権利者等に変更がある_____場合にあっては、本承諾内容について継承します。

土地の所在地	権利の種類	権利者等住所氏名	実印

※当該道の敷地となる土地の所有権又はその他の権利を有する者が管理者となる場合、権利の種類欄にその旨(記載例:「所有権・管理者」と記載)を記入してください。

※当該道の敷地となる土地の所有権又はその他の権利を有する者以外に管理者がいる場合は、権利の種類欄に「管理者」と記入し、当該管理者の承諾を得てください。

(第1号様式)

申請時通路維持管理承諾書

平成 年 月 日

川崎市長

申請者 印

省令第10条の3第4項第3号に規定する通路の所在地(地名地番)

川崎市 区

上記の通路について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

1 _____別添図面に示す通路の幅員_____m、奥行き_____mの部分について、建築物等(門、塀、生垣等通行に支障のある建築物を含む。)を築造せず、将来にわたり道路状に_____維持及び管理します。

2 申請敷地となる土地の所有権又は申請建築物の所有権を有する者にあつては、将来にわたり、当該通路を通路として確保し、当該敷地及び当該建築物を建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の基準(建築基準法第43条第2項第2号許可に係る川崎市建築審査会包括同意基準)に従って維持、管理します。

4 今後、当該通路を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力します。

5 敷地、建築物又は当該通路部分を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

土地の所在地	権利者_住所氏名	実印

1. 道の関係権利者からの通行承諾

2. 道の管理者からの維持管理承諾

3. 土地建物所有者からの申請敷地、申請建物の維持管理承諾

4. 承諾内容の継承

(第 2 号様式)

土地使用承諾書

年 月 日

川崎市長
申請者 印

申請敷地の所在地（地名地番）
川崎市 区

上記の土地について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

1 別添図面に示す敷地の部分幅員_____m、奥行き_____mについて、申請者_____が建築敷地の一部として使用し、建築基準法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定を取得することを承諾します。

2 敷地、建築物又は当該道部分を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

申請敷地に含む土地の所在地	権利者住所氏名	実印

(第 5 号様式)

土地使用承諾書

平成 年 月 日

川崎市長
申請者 印

申請敷地の所在地（地名地番）
川崎市 区

上記の土地について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

1 別添図面に示す敷地の部分幅員_____m、奥行き_____mについて、申請者_____が建築敷地の一部として使用し、建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可を取得することを承諾します。

2 敷地、建築物又は当該通路部分を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

申請敷地に含む土地の所在地	権利者住所氏名	実印

1. 他人地を含んだ敷地の場合の土地使用承諾

2. 承諾内容の継承

法第43条の許可・認定に関連する法文の新旧対照表

新	旧	備考
<p>建築基準法 (敷地等と道路との関係)</p> <p>第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p><u>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u></p> <p>一 その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全に必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</p>	<p>建築基準法 (敷地等と道路との関係)</p> <p>第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。</p> <p>一・二(略)</p>	<p>備考</p> <p>第1号は認定</p> <p>第2号は許可</p>
<p>建築基準法施行規則(国土交通省令) (敷地と道路との関係の特例の基準)</p> <p>第10条の3 <u>法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</u></p> <p>一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。</p> <p>二 <u>令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。</u></p> <p><u>2 令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる基準について準用する。</u></p> <p><u>3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)が200平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。</u></p> <p>4 <u>法第43条第2項第2号</u>の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること</p> <p>二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接する建築物であること。</p> <p>三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全</p>	<p>建築基準法施行規則(国土交通省令) (敷地と道路との関係の特例の基準)</p> <p>第10条の3 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>法第43条第1項ただし書の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。</p> <p>二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接する_____こと。</p> <p>三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全</p>	<p>認定対象は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道その他の道 ・位置指定の基準を満たす道 <p>認定対象は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200㎡以内の戸建て住宅

<p>等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する<u>建築物であること。</u></p> <p>(認定申請書及び認定通知書の様式)</p> <p>第10条の4の2 <u>法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、令第131条の2第2項若しくは第3項又は令第137条の16第2号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第48号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をしようとする場合（当該認定に係る道が第10条の3第1項第1号に掲げる基準に適合する場合を除く。）においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第1項第2号及び同条第2項において準用する令第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。</u></p>	<p>等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する_____こと。</p> <p>(認定申請書及び認定通知書の様式)</p> <p>第10条の4の2 _____第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、令第131条の2第2項若しくは第3項又は令第137条の16第2号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第48号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>位置指定タイプのときは承諾が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の関係権利者 ・ 位置指定の基準に適合するように管理する者
---	--	---